

令和3年度認知症介護実践リーダー研修実施要領

1 目的

ケアチームにおける指導的立場として、実践者の知識・技術・態度を指導する能力および実践リーダーとしてのチームマネジメント能力を修得する。

2 実施主体

福井県（社会福祉法人 福井県社会福祉協議会に委託）

3 対象者

次のいずれにも該当する場合に受講を申し込むことができます。

- ・介護保険施設、事業所等に従事する介護職員等であって、介護実務に5年以上従事した経験を有し、かつ、ケアチームのリーダーまたはリーダーになることが予定される者で、旧・痴呆介護実務者研修（基礎課程）または認知症介護実践者研修を修了して1年以上経過している者

※令和2年度までの実践者研修修了者が対象となります。

- ・受講について、所属する施設、事業所の長から推薦があり、研修全日程を受講することができる者

注1）指定認知症対応型共同生活介護事業所が短期利用にかかる基準等を満たすために受講する場合は、市町長または坂井地区広域連合長の推薦書が必要です。

注2）旧・痴呆介護実務者研修「専門課程」修了者は受講済みとみなされます。

4 研修日程

別紙日程表参照（講義・演習10日間、自施設実習18日間、実習のまとめ1日間）

※ZOOMにて実施します。

5 申込方法、申込期限

所属職員の受講を希望する施設・事業所を通じ、「受講申込書」（別紙様式2）および「事前アンケート」（別紙様式3）を必ず封書により下記まで提出してください。

（申込期限必着、なお、FAX・メールでの申込みはできません。）

【提出先】※申込期限必着

- ①指定認知症対応型共同生活介護事業所が短期利用にかかる基準等を満たすために受講する場合

・・・事業所が所在する市役所・町役場（あわら市・坂井市は坂井地区広域連合）の介護保険担当課・・・令和3年6月30日（水）午後5時

- ②上記以外

・・・（福）福井県社会福祉協議会 人材研修課
令和3年6月30日（水）午後5時

6 受講料 10,000円（テキスト代を除く）

テキスト

「認知症介護実践リーダー研修標準テキスト」（株式会社ワールドプランニング）

★購入希望者は申込書の購入希望に✓を付けてください。

テキスト代4,620円（税込）3日前までに郵送します。



7 定 員 60名

8 受 講 決 定

受講申込者には「受講承認通知」若しくは「受講不承認通知」を令和3年7月下旬頃に申込事業所、施設あて送付します。

- ・ 市町、坂井地区広域連合からの推薦者（実施要領3 対象者の注1の申込者）を優先します。
- ・ 定員を超える場合、原則1施設・事業所の受講者を1名とさせていただきます。
- ・ 当該研修の修了者がいない事業所の受講を優先する場合があります。
- ・ 上記調整を行ってもなお、受講希望者多数の場合には、前回の申込状況等を考慮した上で抽選を行い、受講者を決定します。

受講決定についての問い合わせ先

福井県長寿福祉課地域包括ケアG 0776-20-0330

※研修初日の10日前を過ぎても通知が届かない場合には、下記までお問合せください。

9 修了証書の交付

全日程・全課程を修了した者に修了証書を交付します。

※遅刻・早退・欠席がある場合は補講等の対象となり、当該研修日程終了時には修了証書を交付できませんのでご注意ください。

10 個人情報の取扱い

受講申込書等本事業において本会が取得した個人情報は、個人情報保護法および本会個人情報保護に関する基本方針、個人情報保護規程を遵守し、適正に取扱いいたします。

11 そ の 他

- ・ **オンラインでの研修は、1人につき1台のパソコンを準備していただくようお願いいたします。**
- ・ 自施設実習では実習記録用紙を提出していただくこととなります。提出された実習記録の内容が本研修の目的と異なる記載内容や明らかな記入不足が認められた場合、修了を認めないことがあります。
- ・ 受講決定後、受講できなくなった場合は、速やかに事務局まで連絡してください。
- ・ 研修受講中に申込時所属の事業所を退職した場合は、受講継続を不可とします。
- ・ 自然災害などやむを得ない事情で研修を中止する場合など、受講者への情報提供は福井県社会福祉協議会のホームページで行います。

12 事 務 局

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 人材研修課

住 所 〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22

TEL 0776-21-2294